

緊急対策本部について

平成21年8月11日
関係府省庁申合せ

本申合せは、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」（平成21年8月11日関係府省庁申合せ）に基づく緊急時における処理手順等を明らかにするため、緊急対策本部に関する具体的な事項について定めるものである。

1 目的

内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、重大事故等が発生した場合であって緊急の対応が必要なときに、消費者の安全を確保するために関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、適切に緊急対策本部を設置し、政府一体となって被害の発生・拡大の防止を図ることとする。

2 設置の決定

内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、緊急時に、自らの判断により、又は消費者庁からの報告若しくは関係府省庁からの要請に基づき、関係大臣が連携協力して対処する必要があると認める場合には、内閣官房長官及び関係大臣と協議の上、緊急対策本部の設置を決定することとする。

3 組織

- (1) 緊急対策本部の長は、緊急対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）をもって充てる。
- (2) 緊急対策本部に、緊急対策副本部長（以下「副本部長」という。）と緊急対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- (3) 本部員は、事案に応じて本部長が必要と認める関係各大臣等とし、本部長は、緊急対策本部の設置の決定後速やかに、本部

員を指名することとする。

- (4) 本部長は、本部員のうちから、事案に応じて副本部長（１、２名程度）を指名することとする。また、副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する副本部長がその職務を代理することとする。

4 活動事項

緊急対策本部は、緊急時に次に掲げる事項を政府一体となって適切に行うこととする。

- (1) 事案の概要の把握、初動対応等に関する検討
- (2) 政府として消費者の安全の確保を図るための対策の方針の決定
- (3) 一元的な情報の集約、関係府省庁等との情報の共有、国民に対する情報の提供
- (4) 関係府省庁の対策の総合調整
- (5) その他必要と認められる事項

5 幹事会

緊急対策本部に幹事会を置き、消費者安全情報総括官会議をもってこれに充てることとし、本部の開催に併せ、必要に応じ同会議を開催することとする。

6 事務局

緊急対策本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

事務局は、消費者庁が関係府省庁の協力を得て担当し、事務局長には、消費者庁次長をもって充てる。また、事務局は本部の設置後速やかに、次に掲げる対応を行うこととする。

- (1) 本部及び関係府省庁の相互間における情報の連絡及び集約
- (2) 本部から国民に対する報道、広報等を通じた迅速かつ適切な情報の提供
- (3) その他必要と認められる事項

7 解散等

内閣府特命担当大臣（消費者政策担当）は、緊急時の事案の収束等を総合的に勘案し、緊急対策本部を解散することとする。

8 その他

（１）ここに定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

（２）本申合せは、平成 21 年 9 月 1 日に効力を生ずる。